

山口県立大学桜圃校友会賞内規

R7.6.1 制定

○桜圃功労賞

対象者

- ・ 会員若しくは会員が主催するグループや団体を対象とする。
- ・ 10 年以上の活動経験があり、地域社会への多大なる貢献をなしたものを対象とする。
- ・ 応募時には、桜圃校友会本部あるいは支部の推薦、または他の会員の推薦を必要とする。

選考基準

- ・ 会員としての責務を果たしている者。
- ・ 原則 1 件とする。

表彰及び副賞

賞状及び記念品(10 万円)

授賞式における旅費及び宿泊費

功労賞授賞者並びに推薦者については旅費を支給する。山口県外の在住者については宿泊費を支給する。

○桜圃奨励賞

対象者

- ・ 原則として 50 歳未満の会員若しくは会員が主催するグループや団体を対象とする。
- ・ 5 年以上の活動経験を持ち、応募時点で活動が継続し、また今後の活躍が期待される活動を行なっているものを対象とする
- ・ 応募時には、桜圃校友会本部あるいは支部の推薦、または他の会員の推薦を必要とする。
- ・ 本賞（旧桜圃奨励賞を含む）受賞年度より 10 年間は功労賞に応募できない。

選考基準

- ・ 会員としての責務を果たしている者。
- ・ 原則 1 件とする。

表彰及び副賞

賞状及び奨励金(10 万円を上限とする)

授賞式における旅費及び宿泊費

奨励賞授賞者並びに推薦者については旅費を支給する。山口県外の在住者については宿泊費を支給する。

○桜圃学生賞

対象者

- ・ 会員（在学生）若しくは会員（在学生）が主催するグループや団体を対象とする。
- ・ 地域社会への貢献が期待できる継続的な活動もしくは新規の活動を行なっているものを対象とする。
- ・ 応募時には、山口県立大学教職員の推薦を必要とする。
- ・ 本賞（旧桜圃学生賞を含む）を受賞した授賞者・団体は受賞年度より 4 年間は、応募できない。

選考基準

- ・ 会員（在学生）としての責務を果たしている者。
- ・ 原則 1 件とする。

表彰及び副賞

賞状及び奨励金(10 万円を上限とする)

※受賞後には活動報告書の 2 月末までに提出が必要。

選考方法及び表彰

選考は山口県立大学桜圃校友会の桜圃校友会賞選考委員会で審査のうえ、桜圃校友会理事会で決定する。選考結果は学内外に公表し、山口県立大学桜圃学術三賞とあわせて授賞式を行いその栄誉をたたえる。

H27. 4. 25 山口県立大学桜圃会賞内規 制定

H29. 9. 30 桜圃会奨励賞、学生賞の表彰及び副賞の「※奨励賞、学生賞の奨励金は両賞合わせて上限を 10 万円とする」を削除

H31. 3. 1 学生賞の対象者を、「準会員（学生）若しくは準会員が主催するグループや団体」から「学生会員（在学生）若しくは学生会員が主催するグループや団体」に変更

R2. 10. 3 功労賞の副賞 記念品を 2 万円から 10 万円に変更

R3. 10. 2 授賞式出席の際、功労賞並びに奨励者の推薦者に旅費並びに宿泊費を支給することとする。

R5. 10. 7 奨励賞、学生賞…奨励金 10 万円に変更

R7. 6. 1 一般社団法人化に伴い、会の名称変更